

社会福祉法人光愛福祉会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日～令和8年3月31日までの3年間
2. 内容

目標1：子どもの出生時における育児休業の取得を促進する

〈対策〉

- 令和5年4月 制度内容等について雇用契約書などにより職員に周知徹底を図る。また、相談窓口を設置し、書類手続き等の簡素化を図って負担を減らす。

目標2：所定外労働を削減するため、ノー残業デーを実施を徹底する。

〈対策〉

- 令和5年4月 制度の状況、取り組みの成果について現状を把握
- 令和5年5月 問題点や改善点の有無について検討し、問題点があった場合、改善のための取り組みを検討して実施する。

目標3：年次有給休暇の取得日数を一人当たり平均年間10日以上とする

〈対策〉

- 令和5年4月 年次有給休暇の取得状況を把握し、計画的な取得に向けて周知徹底を図る。

目標4：妊娠中や産休、育児休業復帰後の相談窓口について周知徹底を図る。

〈対策〉

- 令和5年4月 相談窓口の設置について就業規則の内容の確認や周知徹底を図り、相談しやすい環境を整える。

目標5：毎年、両立支援制度の利用状況、両立支援のための取組の成果等を把握し、改善点がないか検討する。

〈対策〉

- 各年4月 制度の利用状況、取組の成果について現状を把握
- 各年4月 問題点や改善点の有無について社内検討委員会で検討（問題点があった場合）改善のための取組を検討し、実施する。